

# 社会保険

# いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 2

## 健康保険・厚生年金の加入もれはありませんか

2011 February  
NO.391

- 年金と税金
- 国民年金保険料は口座振替を!
- 退職される方へ 健康保険任意継続加入制度



「水仙」(撮影・ひたちなか海浜公園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 健康保険・厚生年金保険の 加入もれはありませんか

パート・派遣・外国人従業員の  
皆さまも健康保険・厚生年金保険の  
加入者となります。

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、七十歳に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。また、健康保険は七十五歳に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

## パートの従業員は

「日または一週間の勤務時間」および「ヶ月の勤務日数」が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員のおおむね四分の三以上ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

## 労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇



用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うこととなります。

## 外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

●詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

# 年金と税金

## 年金収入は 雑所得

国民年金・厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が一五八万円以上（六十五歳未満の人は一〇八万円以上）の場合は所得税がかかります。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。

- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
- ② 配偶者控除相当
- ③ 扶養控除
- ④ 障害者控除

## 確定申告が 必要な方は

年金にかかる所得税の納付は、源泉徴収により年金の支払期ごとに行われますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかった

り、提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方

② 年金以外に収入（給与等）がある方

③ 他の公的年金の支払いを受けている方

④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

## 確定申告の 提出は

確定申告は二月十六日から三月十五日までの間に住所を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）

※上記以外の年金収入や給与収入がある人は、これらの源泉徴収票も必要です。

② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書

③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）

- ④ 印鑑

※詳しいことは税務署におたずねください。

## 源泉徴収票

## Q & A

**Q** 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

**A** 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

**Q** 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

**A** 老齢の年金を受けている方には、今年一月十三日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。

源泉徴収票が送付されない場合は、ねんきんダイヤル（0570-051165）にお電話をいただければ、源泉徴収票を再交付し、ご本人宛にお送りいたします。

お電話をいただいただけから源泉徴収票を送付するまで、通常二週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに來訪いただけますようお願いいたします。

いたします。

ご本人が來訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が來訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、交付物の搾取を防止するため、顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示をお願いいたします。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行いません。



◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



# 国民年金保険料は 口座振替を! くらべてみればやっぱり口座振替!!

		口座振替	現金納付
場納所		指定した口座から引き落とし	お近くの金融機関、コンビニエンスストアなど
振替(納付)方法	一年前納	4月分から翌年3月分までの一年度分を4月末日に引き落とし <b>3,780円割引</b>	4月分から翌年3月分までの一年度分を4月末日までに納付 <b>3,200円割引</b>
	半年前納	4月分から9月分までの半年分を4月末日に引き落とし 10月分から翌年3月分までの半年分を10月末日に引き落とし <b>それぞれ1,020円割引</b>	4月分から9月分までの半年分を4月末日までに納付 10月分から翌年3月分までの半年分を10月末日までに納付 <b>それぞれ730円割引</b>
	早割り	各月分をその月末に引き落とし <b>毎月50円割引</b>	
	毎月	各月分を翌月末に引き落とし <b>割引なし</b>	各月分を翌月末までに納付 <b>割引なし</b>

※割引額は、すべて平成23年度の予定金額を記載しております。  
 ※末日が土・日曜日又は祝祭日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

## 口座振替のお申し込みは、お早めに

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」により、金融機関、または年金事務所へお申し込みください。

- 注1) 1年前納、半年前納を希望される方は、2月末までに申し込みが必要となりますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- 注2) 1年前納、半年前納の場合、原則として初回の振替はそれぞれ、13ヵ月分(3月分+4月分~翌年3月分)、7ヵ月分((3月分+4月分~9月分)または(9月分+10月分から翌年3月分))となりますので残高にご注意ください。残高不足などにより振替できなかった場合は割引なしの毎月振替となります。
- 注3) 早割の場合、原則として初回の振替は前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヵ月分となります。残高不足などにより振替できなかった月分は割引の対象になりませんのでご注意ください。

# 退職される方へ 健康保険任意継続制度

会社などを退職して健康保険の資格を喪失したときに、一定の条件のもと引き続き協会けんぽの健康保険に加入できる制度です。

## 加入要件

- 退職日までに健康保険(協会けんぽ)の加入期間が「**継続して2ヵ月以上**」あること。
- 退職した日の翌日(資格喪失日)から「**20日以内**」の申請であること。(20日目が生・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日まで)
- 75歳未満であること。

## 申請方法

- 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を自宅住所を管轄する協会けんぽへ提出してください。**(郵送で手続きできます)**
- 被扶養者がいる場合は、「健康保険被扶養者届【資格取得時】」欄に必要事項を記入してください。  
※被扶養者となる要件により必要な添付書類がありますので、管轄の協会けんぽへお問い合わせください。

## 加入期間

- 任意継続被保険者となった日から**2年間**です。

## 保険料額

- 原則として、退職時に支払っていた**健康保険料の2倍**になります。なお、保険料には上限があります。

【上限額(月額)】	【平成22年度 茨城支部保険料】
○介護保険非該当者(40歳未満又は65歳以上の方).....	26,040円
○介護保険該当者(40歳から65歳未満の方).....	30,240円

- 加入の際には、住所地の市町村国民健康保険との比較をお勧めします。  
※平成22年4月から、倒産・解雇などにより離職した方等の国民健康保険税の軽減制度が実施されており、国民健康保険料の方が、任意継続健康保険料に比べ負担が低く抑えられる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。

## 保険料の納付期限

- 毎月の保険料は、**月初めに送付される納付書**でその月の**10日まで**(10日が生・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日)に納めていただきます。
- 納付書が届かない、納付書を紛失したという場合は、早急に管轄の協会けんぽへご連絡ください。
- 初回分の保険料の納付期日については、保険者の指定した日となります。

## 資格喪失

- 次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、健康保険証はすみやかに返還してください。
  - ①任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
  - ②保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
  - ③就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。
  - ④後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。
  - ⑤被保険者(加入者本人)が亡くなったとき。
- ※市町村の国民健康保険に加入する、または健康保険の被扶養者になるためという理由では資格喪失をすることができません。**

※申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます。

※保険料の納付方法について、納付書による納付のほか便利な口座振替や割引のある前納制度があります。

※平成23年4月分より保険料が変更となります。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

業務グループ ☎ 029-303-1582 (直通)  
☎ 029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

# ご存じですか? 入院時の窓口医療費負担を軽減できます

入院時に病院等に支払う医療費が高額になることが予想される場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、病院等の窓口で提示しておくことで、窓口負担額を軽減できます。

**概要** 医療費が高額になった場合には、加入者の皆様にはいったん病院等の窓口でかかった医療費をお支払いいただき、後日申請により「高額療養費」として自己負担限度額(下表参照)を超えた金額を協会けんぽよりお支払いしていますが、「限度額適用認定証」を提示することで、高額療養費分が病院等に直接支払われること(高額療養費の現物給付)になりますので、窓口負担が自己負担限度額までに抑えられます。

**対象者** 70歳未満の加入者の方で、入院時の医療費が高額になるとと思われる方(70歳~74歳の方は、高齢受給者証の提示によりあらかじめ入院時の負担が一定額に抑えられていますので、原則として申請の必要はありません。)

**申請方法** 「限度額適用認定申請書」に入院される方の健康保険証のコピーを添付して協会けんぽにご提出ください。(郵送可) 後日「限度額適用認定証」をお送りしますので、病院等の窓口にご提出ください。  
※「限度額適用認定申請書」は協会けんぽホームページよりダウンロードできます。

- ・通院など外来受診には使用できませんのでご了承ください。
- ・同一月に同一医療機関で自己負担限度額を超えたときのみ対象となります。

被保険者区分	自己負担限度額
①上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(かかった総医療費-500,000円)×1%
②一般(①及び③以外の方)	80,100円+(かかった総医療費-267,000円)×1%
③低所得者(市町村民税の非課税者等)*	35,400円(定額)

※低所得者に該当する方(70~74歳の方も含む)は、「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付申請が必要です。

お問い合わせ先  **全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ** ☎ 029-303-1582 (直通)  
協会けんぽ ☎ 029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索 

## 会社を離職される方へ

# 国民年金の手続きについて周知をお願いいたします

20歳から60歳までの方が、会社を離職すると、厚生年金(第2号被保険者)から、第1号被保険者への変更の手続きが必要になります。手続き先は、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口及びお近くの年金事務所です。なお、扶養されている配偶者(第3号被保険者)も同時に手続きが必要です。これらのことについて、離職される方にお知らせ頂きますようお願いいたします。

## 離職による国民年金保険料免除制度(特例免除制度)もあります

国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除制度は、本来、前年の本人、配偶者及び世帯主の所得をもとに審査されますが、前年度または当年度に会社を離職していることが公的機関の証明書等(注1)により確認できる場合は、本人の所得の有無にかかわらず特例的に保険料免除(全額、一部、若年者納付猶予)が認められます。(配偶者や世帯主の所得によっては認められない場合もあります)

※注1 雇用保険受給資格者証、離職票、資格喪失確認通知書(ハローワーク発行)など

国民年金に関する手続き、免除申請については市町村役場又は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。